

令和4年度

**障がい者総合支援制度における
指定事業者・施設 集団指導
(短期入所編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導における主な指導事項 (短期入所編)

実地指導における主な指導事項(短期入所)

(運営に関する基準)

サービスの提供の記録

- 入所又は退所の日時が記録に記載されていない。



サービスを提供した際の記録については具体的なサービス内容と心身の状況を記載しますが、「入所、退所の日時」のほか「送迎の方法(家族の送迎か、事業所の送迎か等)」の記載を忘れがちです。特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後再び指定短期入所を提供する場合、退所、入所として取り扱わなくてはなりません。

同一法人内の複数の事業所において、同一利用者へサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

実地指導における主な指導事項(短期入所)

(報酬の算定に関する事項)

短期入所サービス費

●夕方に入所した日や午前中に退所した日に福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している。



日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すること。

実地指導における主な指導事項(短期入所)

(報酬の算定に関する事項)

定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し（利用定員の増数変更など）が行われていない。
- 1日あたりの利用者数では減算となる値は下回っているものの、過去3月間の利用実績の分析がなされておらず、過剰な定員超過利用の未然防止が図られていない。

実地指導における主な指導事項(短期入所)

(報酬の算定に関する事項)

定員超過利用減算



次のいずれかに該当する場合、減算が必要です。(利用定員50人以下の場合)

(1) 1日の利用者数 > 利用定員 × 110%

→当該1日について利用者全員につき所定単位数の70%で算定

(2) 直近の過去3か月の利用者延べ数 > 利用定員 × 開所日数 × 105%

→当該1月間について利用者全員につき減算

短期入所編は以上です。

受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で
受講報告をお願いします。

